

## 「尊厳の保持」に基づく「自立支援」を守る宣言

東京都介護支援専門員研究協議会は、平成 29 年度介護保険法等改正案成立によって自立支援・重度化防止に向けて財政的インセンティブが導入されることを受け、私たち介護支援専門員の職務において、今後も「尊厳の保持」に基づく「自立支援」を守ることを宣言します。

私たち介護支援専門員は支援が必要な人の状態や環境を個別によく理解し本人の意思決定を尊重した全人的な支援を行います。

人の一生は元気で健康な時ばかりではなく、経年とともに身体も気持ちも変化していくことは自然のことです。

私たちは、支援を必要とする人が、思うように身体が動かせないときも、思うように意思を伝えられないときも、死を間際を感じるような最期の時でさえどのような場にあっても自らが自分の人生を決められる権利を守り、自分の人生を最後まで主体的に生きることができるときのための支援を行っていきます。

2014 年に掲げた「プロフェッショナリズム宣言」を行動指針とし、身体的自立のみに偏らない全人的な自立支援への実践を行っていくことを宣言します。

2017 年 6 月 24 日

東京都介護支援専門員研究協議会